

# 病院の業務継続計画（BCP）の策定状況について

# 災害医療体制の経緯

- 1995年 ◇ **阪神・淡路大震災**
- 「阪神・淡路大震災を契機とした災害医療体制のあり方に関する研究会」  
－広域災害・救急医療情報システムの整備について 等
- 1996年 ● 「災害時における初期救急医療体制の充実強化について」(健康政策局長通知)  
－広域災害・救急医療情報システムの整備 等
- 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の運用開始
- 2001年 ● 「災害医療体制のあり方に関する検討会」  
－日本版災害派遣医療チーム(DMAT)構想について 等
- 2005年 ● 災害派遣医療チーム(DMAT)の養成開始
- 2010年 ● DMAT事務局の設置
- 2011年 ◇ **東日本大震災**
- 「災害医療等のあり方に関する検討会」  
－災害拠点病院について  
－DMATについて  
－中長期における医療提供体制・その他について

# 災害医療体制の経緯

- 2012年 ● 「**災害時における医療体制の充実強化について**」(医政局長通知)  
－都道府県における災害医療コーディネーターの設置  
－災害拠点病院の指定要件を改正 等
- 2014年 ● DMATロジスティックス研修の開始  
● 都道府県災害医療コーディネーター研修の開始
- 2016年 ◇ **平成28年熊本地震**  
● 「医療計画の見直し等に関する検討会」  
－平成28年熊本地震の医療活動について  
● 「**災害拠点病院指定要件の一部改正について**」(医政局長通知)  
－災害拠点病院の指定要件として、業務継続計画の策定等を追加  
● 小児周産期リエゾンの養成開始
- 2017年 ● 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」(大臣官房厚生科学課長、医政局長他5部局連名通知)  
－保健医療調整本部の設置
- 2018年 ● 「救急・災害医療提供体制等のあり方に関する検討会」  
－DMAT事務局の体制整備について  
－EMISのあり方について

# 災害医療の在り方に関する検討会(平成23年7月～10月)

- 平成23年に「災害医療等のあり方に関する検討会」を開催し、東日本大震災時の対応の中で明らかとなった問題に対して検討を行った。
- 論点として、「災害拠点病院」「DMAT」「中長期の医療提供体制」の3項目について検討を行った。
- その中で、業務継続計画(BCP)の作成についても言及

## 報告書の概要

- ・ 災害時の医療チーム等の派遣について、災害対策本部内の組織(派遣調整本部(仮称))において、コーディネート機能が十分に発揮されるような体制を整備
- ・ 都道府県及び災害拠点病院は、関係機関と連携して、災害時における計画をもとに、定期的に訓練を実施
- ・ **医療機関が自ら被災することを想定して防災マニュアルを作成することが有用。さらに、医療機関は、業務継続計画を作成することが望ましい。**等

## 災害時における医療体制の充実強化について

(平成24年3月21日医政局長通知)(抜粋)

### 7. 病院災害対策マニュアルの作成等

**医療機関は自ら被災することを想定して災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努められたいこと。**また、人工呼吸器等の医療機器を使用しているような患者等をかかえる医療機関は、災害時におけるこれらの患者の搬送先等について計画を策定しておくことが望ましいこと。なお、都道府県はこれらの策定状況について確認を行うことが望ましいこと。

## 病院におけるBCPの考え方に基づいた災害対策マニュアルについて

(平成25年9月4日医政局長通知)

「BCPの考え方に基づいた病院災害対応策の手引き」を発出し、**チェックリストを使った病院災害計画の点検の手引きを示した。**

# 医療計画の見直し等における検討会（平成28年5月～12月）

- 医療計画の見直し等における検討会において、「医療機関の業務継続計画の整備」等が今後の課題とされた。
- 平成29年度より、災害拠点病院の業務継続計画策定等を義務化。

検討会において、平成28年熊本地震時の医療活動の検証を行った際に、指摘された課題  
(平成28年9月9日)

- ・ロジスティックチームの派遣の迅速化及び機能強化
- ・災害医療コーディネート体制の強化と各地域での連携体制の構築
- ・DMATの急性期活動から、急性期以降・慢性期活動を担う医療救護班への円滑な引継ぎ
- ・EMIS導入を含めた各医療機関の業務継続計画の整備

## 災害拠点病院指定要件の一部改正について

### 改正の概要

(平成29年3月31日付け医政局長通知)

災害拠点病院の指定要件として、災害拠点病院の運営体制について以下の要件を満たすことを追加すること。

- ①被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を行っていること。
- ②整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。
- ③地域の第二次救急医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練を実施すること。また、災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えていること。  
(要件を満たしていないものについては平成31年3月までに整備し、又は実施することを前提に、指定を継続することも可能とする。)

# 事業継続計画(BCP:business continuity plan)策定研修事業

## 令和元年度予算 5,379千円(5,379千円)

### 背景

医療機関は地震などの大規模災害が発生し、医療設備への被害、ライフラインの途絶した場合においても、被災患者や入院患者に対して継続して医療を提供し続ける必要がある。

事業継続計画(BCP)は、災害などの緊急時に低下する業務遂行能力(病院の場合は診療機能)について、事業をできる限り損失を少なく、早期の復旧をするための準備体制、方策をまとめたものであり、すべての医療機関はBCPを策定することが求められている。

### 現状

平成30年度から平成35年度を計画期間とする医療計画の策定に向けて開催した「医療計画の見直し等に関する検討会」における指摘も踏まえて一部改正(平成29年3月31日)した災害拠点病院指定要件において、既に指定している災害拠点病院にあっては、平成31年3月までにBCPを整備することを前提に指定を継続することを可能としたところである。

### 課題と対応

平成25年に内閣府が実施した調査(「特定分野における事業継続に関する実態調査」)によると、多くの病院が、

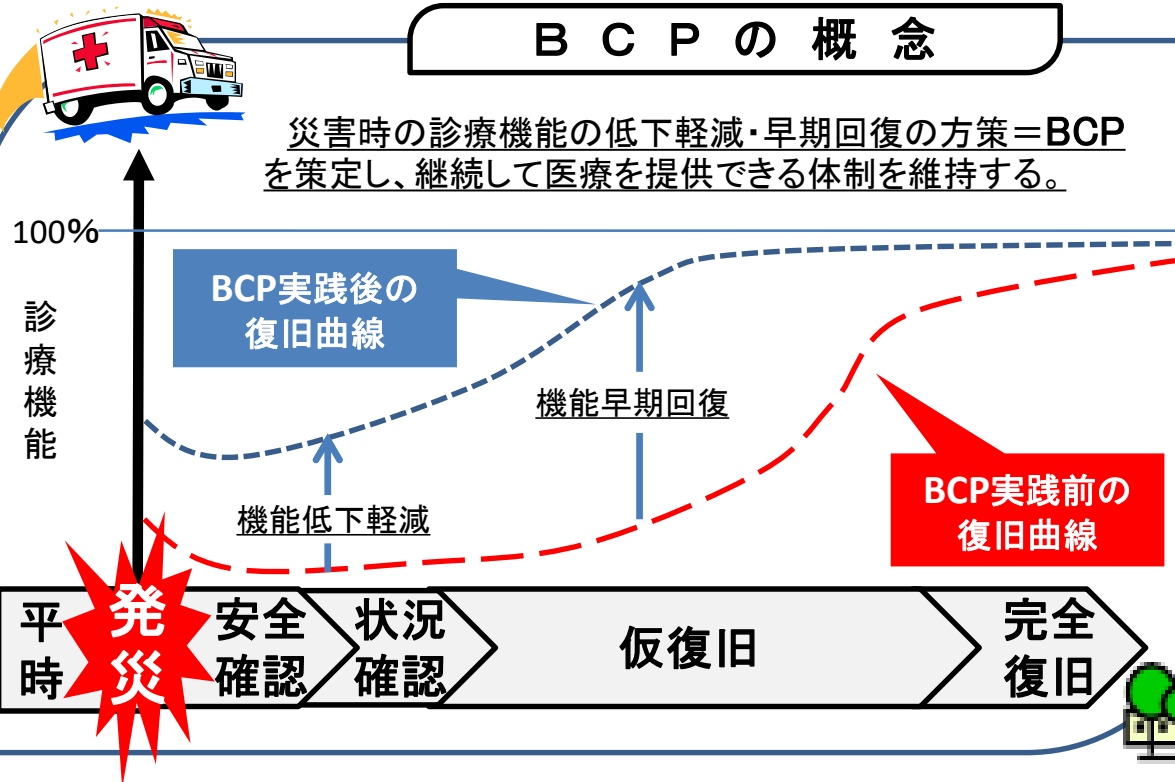
①BCPの整備のために必要なスキルやノウハウがないこと

②BCPの内容に関する情報が不足していること

などを整備が進まない理由として回答している。厚生労働省はこれまでも各種通知等に対応してきたところであるが、よりいっそうのBCP策定の推進のため、平成29年度よりBCP策定研修事業を開始した。

### BCPの概念

災害時の診療機能の低下軽減・早期回復の方策=BCP  
を策定し、継続して医療を提供できる体制を維持する。



### BCP策定研修

(対象)

災害拠点病院等に勤務する、BCP策定等従事者

(内容)

- ・ BCP策定体制の構築
- ・ 現況の把握／被害の想定
- ・ 通常業務の整理／災害応急対策 業務の整理
- ・ 業務継続のための優先業務の整理
- ・ 行動計画の文書化
- ・ BCPのとりまとめ 等



# 病院のBCP策定状況調査について

## 調査の目的

平成30年台風第21号、平成30年北海道胆振東部地震等により、病院において長期の停電や断水が生じ、診療業務の継続に多大な影響を受けた。  
これらを踏まえ、BCP策定状況と停電時の非常用自家発電機や、断水時の給水設備の整備などの防災・減災対策の状況について把握するため、調査を実施した。

## 調査の概要

調査対象：平成30年10月1日時点における各都道府県下の全ての病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定されている病院をいう）（総数：8,372病院）

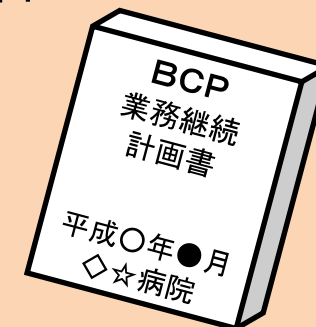
調査期間：平成30年11月14日から12月28日  
（回収不良のため3月20日まで回収期間延長）

調査方法：都道府県を通じたアンケート調査

調査内容：病院における業務継続計画（BCP）の策定状況等調査の調査項目

BCPの策定状況調査  
発電施設の保有状況  
給水設備の保有状況  
災害時非常食の備蓄状況  
通信設備の保有状況  
在宅医療への患者の対応状況  
倒壊の危険性のあるブロック塀

集計中



# 病院のBCP策定状況調査について

## BCPの策定状況等調査の結果の概要(抜粋)

策定状況(平成30年12月1日時点。医療施設動態調査(平成30年9月末概数)の病院の施設数8,372病院)が対象。【速報値】

	総数	回答数	未回答数	回答率	BCP策定有り	割合	BCP策定無し	割合(※3)
災害拠点病院	736	690	46	93.8%	491	71.2%	199	28.8%
救命救急センター(※1)	7	6	1	85.7%	4	66.7%	2	33.3%
周産期母子医療センター(※2)	79	68	11	86.1%	21	30.9%	47	69.1%
上記以外の病院	7,550	6,530	1,020	86.5%	1,310	20.1%	5,220	79.9%
全病院	8,372	7,294	1,078	87.1%	1,826	25.0%	5,468	75.0%

※1 災害拠点病院を含まない。指定要件としての明示なし。

※2 災害拠点病院及び救命救急センターを含まない総合・地域周産期母子医療センターの和。総合周産期センターは指定要件としての明示あり。

※3 回答数に対するBCP策定無しと回答した病院の割合。

## 結果を踏まえた対応(案)

○BCP策定研修事業に関しては、一定の効果を上げていると考えられるため、引き続き研修事業を継続してゆくこととしてはどうか。

○未回答、もしくは策定していないと回答した災害拠点病院に関しては、災害拠点病院の指定要件の猶予期間満了後である、平成31年4月1日時点の策定状況について、再度調査を行う。